

# NPO 法人桜枝育英奨学会個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規定は、NPO 法人桜枝育英奨学会（以下「本会」という。）の事業活動に伴う個人情報を保護する為、当該事業活動に携わる者が遵守すべき基本事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規定において、本会の事業活動に伴う個人情報（以下「個人情報」という。）とは、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報で、現在または過去のいずれかの時点で本会と関係を有したものであるものうち、本会の奨学生募集、給付及び指導等本会の事業を遂行するうえで取得した本人ならびに保護者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、学校名及びその他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

## (責務)

第3条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 本会の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

## (利用の目的)

第4条 本会は個人情報の利用目的を次のとおりとし、この目的以外では個人情報を取得しないものとする。

- (1) 奨学生を募集するため
- (2) 奨学金を給付するため
- (3) 奨学生を指導するため
- (4) 奨学金の給付が終了した後、本会と良好な関係を維持するため
- (5) その他本会の目的を達成するため

## (個人情報の内容)

第5条 本規定は、本会において取り扱われるすべての個人情報を対象とする。

## (個人情報の安全性管理)

第6条 本会は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 本会は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理の為に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 個人情報の安全性を確保する為、管理方法は次のとおりとする。

- (1) 個人情報は、本会が指定する場所に備置きし、施錠しなければならない。
- (2) 離席する時は、個人情報を机上に放置してはならない。
- (3) 退室時には、個人情報を所定の場所に収納しなければならない。
- (4) 個人情報を記録した媒体の廃棄については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は物理的破壊により処理する。
- (5) 個人情報は、関係者以外がいる場所では閲覧又は開示してはならない。
- (6) 個人情報は本会外に持ち出してはならない。

(個人情報の備置き期間)

第7条 個人情報の備置き期間は、本会の選考及び選考後の奨学生の管理に必要な期間とする。

(個人情報の廃棄等)

第8条 備置き期間を経過した個人情報は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第9条 個人情報の利用及び提供は、本人が同意した利用目的の範囲で行わなければならない。

(個人情報の正確性管理)

第10条 個人情報は、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(個人情報の開示等)

第11条 個人情報の開示、照会を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、適切に対応しなければならない。ただし、奨学生の選考等に関する情報については、この限りではない。

(個人情報の訂正等)

第12条 個人情報の訂正、削除を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、記載事項を確認し、速やかに訂正、削除しなければならない。

(個人情報の停止等)

第13条 個人情報の第三者提供の停止を求められたときは、厳正に本人に確認を行い、利用の停止等適切に処理するものとする。

附則

この規定は、令和2年10月29日から施行する。